

相続税法の改正 (基礎控除の引き下げ)

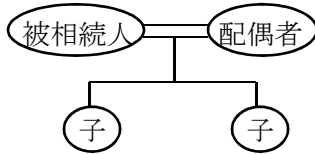
相続税法の改正に伴い以下の点に変更があります。

- ・基礎控除額の変更 ～平成 27 年 1 月 1 日以後相続開始の場合～

$$3,000 \text{ 万} + 600 \text{ 万} \times \text{法定相続人の数}$$

(改正前 $5,000 \text{ 万} + 1,000 \text{ 万} \times \text{法定相続人の数}$)

例)



基礎控除額

$$3,000 \text{ 万} + 600 \text{ 万} \times \text{法定相続人 3 人} = 4,800 \text{ 万}$$

(配偶者と子 2 人)

◆相続人の順位

相続順位	第一順位	第二順位	第三順位
配偶者	配偶者 ※常に相続人となります。		
配偶者以外	子	親	兄弟姉妹

◆法定相続分(遺言で指定したもの以外)

	第一順位	第二順位	第三順位
配偶者	1/2	2/3	3/4
配偶者以外	1/2	1/3	1/4

相続税額の概算表 (相続人が支払う合計額)

- ・配偶者あり ※前提：配偶者が法定相続分 (1/2) を取得した場合

遺産総額	子 1 人	子 2 人	子 3 人
5,000 万	40 万	10 万	0
1 億	385 万	315 万	262 万
3 億	3,460 万	2,860 万	2,540 万

- ・配偶者なし

遺産総額	子 1 人	子 2 人	子 3 人
5,000 万	160 万	80 万	19 万
1 億	1,220 万	770 万	629 万
3 億	9,180 万	6,920 万	5,460 万